

令和5年度台風第7号に伴う手数料減免申請書について

令和5年台風第7号によって発生した災害ごみを環境パークに直接持込みされる場合は、下記のとおり手数料減免申請書の提出が必要となりますので御留意ください。

記

1 申請受付期日

令和5年10月31日(火)まで

2 必須事項

次のいずれかを御準備していただき手数料減免申請書を生活環境課（環境パーク事務所）に御提出ください。

(1)手数料減免申請書に相違のないことを証明する自治会長の自署

(2)り災証明書写しの添付

(3)被災証明書写しの添付

災害ごみを持込みされた場合、上記の必須事項が確認できなかった場合は、後日、生活環境課職員で現地確認をさせていただく場合があります。

3 その他

手数料減免申請書様式については福知山市ホームページでダウンロードできるほか、環境パーク事務所、大江支所窓口で配布しておりますので御活用ください。

手数料減免申請書は、災害ごみを持ち込みされる前に、生活環境課（環境パーク事務所）に御提出いただき承認を受けてください。

災害ごみの現地確認を行う場合がありますので御留意ください。

お問い合わせ先

福知山市市民総務部生活環境課

環境・廃棄物対策係

TEL：0773-22-1827

FAX：0773-22-4881

Mail:kankyou-park@city.fukuchiyama.lg.jp